

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 8 年 2 月 2 5 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 入札の件名
令和 8 年度島根県 Q F T 検査業務委託
- (2) 入札業務の仕様等
入札説明書に添付する「令和 8 年度島根県 Q F T 検査業務委託仕様書」
のとおり
- (3) 契約期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 予定検査件数
500 件
- (5) 履行場所
島根県松江市殿町 1 島根県健康福祉部薬事衛生課

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県税について未納の徴収金がない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (8) 過去に Q F T 検査検体の取扱い実績があること。

3 入札方法

- (1) 入札者は、入札書に検査費用と収集経費等を含んだ、検査 1 件当たりの単価を記載すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、支払の際、落札価格に検査件数を乗じた金額に、消費税及び地方消費税相当分 10% を加算した金額を支払代金とするので、消費税及び地方消費税抜きで記載すること。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和8年3月11日午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければなりません。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできません。

5 入札手続き等

(1) 問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁第二分庁舎3階
島根県健康福祉部 薬事衛生課 感染症対策係
電話：(0852) 22-5254 FAX：(0852) 22-6041
メールアドレス：kansen2@pref.shimane.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法等

ア 交付期間

本公告の日から令和8年3月11日までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）の間、次の場所において交付する。

なお、入札説明会は実施しない。

イ 交付場所

上記（1）の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月19日 午後3時00分

イ 場所 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県庁第二分庁舎3階 302会議室

6 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則第61条第1項の規定により、次の算出方法により算出した金額の100分の5以上を納付してください。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

算出方法：入札単価×予定検査件数×1.10

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、次の算出方法により算出した金額の100分の10以上を納付してください。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

算出方法：契約単価×予定検査件数×1.10

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがあります。

令和8年2月議会において、本公告に示した契約に係る予算の議決がなされな

- い場合は、当該入札を行いません。
- (5) 郵便入札
認めません。
 - (6) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とします。
 - (7) 落札者の決定方法
島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
 - (8) 不当介入への対応
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県健康福祉部薬事衛生課に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとします。
 - (9) 契約書作成の要否
要します。
 - (10) その他
詳細は、入札説明書によります。